

## 玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて

財関第 1059 号  
平成 17 年 8 月 22 日  
改正 財関第 395 号  
平成 18 年 3 月 31 日  
改正 財関第 952 号  
平成 20 年 8 月 29 日  
改正 財関第 1146 号  
平成 20 年 10 月 9 日  
改正 財関第 933 号  
平成 21 年 8 月 26 日  
改正 財関第 163 号  
平成 22 年 2 月 17 日  
改正 財関第 874 号  
平成 22 年 8 月 19 日  
改正 財関第 954 号  
平成 23 年 8 月 29 日  
改正 財関第 868 号  
平成 24 年 8 月 30 日  
改正 財関第 945 号  
平成 25 年 8 月 30 日  
改正 財関第 85 号  
平成 26 年 1 月 31 日

標記のことについて、「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」（平成 17 年政令第 289 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号。以下「関税達」という。）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

### 記

（報復関税の賦課及び原産地証明書の提出）

- 1 令第 4 条（（簡易税率適用貨物等の適用除外）の規定により、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。）第 3 条の 2 第 1 項（（入国者の輸入貨物に対する簡易税率））又は第 3 条の 3 第 1 項（（少額輸入貨物に対する簡易税率））の規定の適用を受ける貨物については、令第 1 条（（課税物件及び税率））及び第 2 条（（提出書類））の規定が適用されないことから、これらの貨物は報復関税（令第 1 条に規定する報復関税をいう。以下同じ。）の課税対象外であるとともに、令第 2 条に規定する貨物の原産地証明書の提出を要しないので留意する。

（原産地を証明した書類の提出）

2 玉軸受等（令別表に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 第 2 項（（申告の特例））に規定する特例申告に係るにあつては、当該特例申告。以下同じ。）がされた場合の原産地の確認等については、次による。なお、この場合の原産地の認定については、令第 3 条の規定により、特惠関税に係る原産地の認定基準に準拠することとされているので留意する。

(1) 令第 2 条第 1 項「原産地証明書の提出」に規定する原産地証明書とは、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 27 条第 1 項「原産地証明書」に規定する原産地証明書又は関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項「課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等」に規定する原産地証明書とし、玉軸受等に係る輸入申告がされたときは、通常の審査のほか、当該原産地証明書について、暫定令第 27 条第 4 項「原産地の証明」等に規定する正当な発給機関により発給されたものであること、暫定令第 29 条「原産地証明書の有効期間」等に規定する期間（有効期間）を経過したものでないこと（有効期間を経過したものであるときは、同条ただし書等の規定による税関長の承認を受けていること。）を確認する。

また、原産地証明書が提出されないときは、下記(2)に定める税関長の承認を受けていることを確認する。

なお、郵便物に係る原産地証明書については、上記に準じて取り扱うものとする。

(2) 令第 2 条第 1 項に規定する「税関長がやむを得ない理由があると認める場合」における上記(1)に規定する原産地証明書（以下単に「原産地証明書」という。）の提出を猶予する場合の取扱いは、次による。

イ 提出猶予の申請は、「玉軸受等に課する報復関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式）2 通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、提出猶予を認めたときは、提出猶予期限を記載し、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として当該輸入申告がされた日から 2 か月を超えない範囲で相当と認める期間とする。

ロ「やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号。以下「暫定達」という。）8 の 2 - 7（「災害その他やむを得ない理由」の意義）の規定による。

(3) 暫定達 8 の 2 - 3（原産地認定の基準）の(1)の規定、8 の 2 - 5 から 8 の 2 - 7 まで（「やむを得ない特別の事由」の意義・税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が相当と認めるもの」の取扱い・原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い・「災害その他やむを得ない理由」の意義）の規定、8 の 2 - 10（分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い）及び 8 の 2 - 11（原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続）の規定並びに 8 の 2 - 16（輸入申告等がされない輸入物品等に対する特惠関税等の適用）の規定は、令第 2 条第 2 項の規定において準用する暫定令第 29 条の規定により原産地証明書の有効期間を延長する場合の取扱いその他の原産地証明書の取扱いについて準用する。

(4) 輸入申告の際に原産地証明書が提出されない場合には、輸入者にその提出を求

めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないこと等により、輸入者が原産地証明書を手に入れることが困難な場合には、関税達 68-3-9（原産地証明書の取扱い等）の(1)に規定する原産地証明書の記載事項を充足した書類を提出させるものとする。ただし、これらの書類が提出されない場合であって、関税達 68-3-6（協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義）の(3)に規定する仕入書その他の書類（以下「仕入書等」という。）により原産地が明らかな場合には、仕入書等により原産地を確認して差し支えない。

- (5) 関税達 68-3-6（協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義）の(4)の規定、68-3-7 から 68-3-9 まで（協定税率を適用する場合の原産地認定の方法・原産地証明書の有効性の認定・原産地証明書の取扱い等）の規定は、上記(4)に規定する原産地証明書その他これに準ずる書類に係る取扱い又は仕入書等に係る原産地の確認の方法について準用する。

（少額貨物に係る品目分類）

- 3 玉軸受等については、関税法基本通達 67-4-17（関税率表等の分類の特例扱い）に規定する取扱いによることはできないことに留意する。

（報復関税が課される玉軸受等の納税申告の方法）

- 4 報復関税が課される玉軸受等に係る法第 7 条第 1 項《申告》の規定による申告については、次により行わせるものとする。

(1) 一般関税（令第 1 条に規定する一般関税をいう。以下同じ。）に係る申告事項は関税に関する欄に、報復関税に関する申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載させる。

(2) 一般関税に関する「税率」欄には一般関税の税率を記載させ、当該関税の区分に従って、適宜「基」又は「協」のいずれかの下の枠内に×印を記載させる。

(3) 報復関税に関する申告事項の記載要領については、次による。

イ 「

酒		石		消		地			
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

」 の欄中

「

地	
---	--

」 の次に

「

RD	
----	--

」 と記載させる。

なお、「RD」は、報復関税を表すものとする。

ロ 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位を記載させる。

ハ 「正味数量」欄には、一般関税の場合と同数量を記載させる。

ニ 「内国消費税課等税標準額」欄には、一般関税の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載させる。

ホ 「種別等・税率」欄には、適用する報復関税の税率を記載させる。

へ 「内国消費税等税額」欄には、報復関税額を邦価で円単位まで記載させる。

ト 「税額合計」欄には、「関税」の欄中「関税」を「一般関税」に訂正し、一般関税額（合計額の 100 円未満は切り捨て）を記載させる。また、2 欄目の右欄に RD 税と記載し、左欄に報復関税額（合計額の 100 円未満は切り捨て）を

記載させる。

(4) 納付すべき一般関税及び報復関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。

イ 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」を「一般関税」に訂正し、一般関税に係る延長する税額を記載させる。また、「税」欄には「RD」と記載させ、報復関税に係る延長する税額を記載させる。

ロ 「延長しない税額」欄には、一般関税額及び報復関税額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載させる。

(5) 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）を利用して輸入申告をする場合には、上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。

（報復関税の端数計算）

5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。

（令別表中の品目：関税率表第 8482.10 号（「玉軸受」の例）

（例）

① 一般関税	(CIF 価格)	(税率 (基本税率))
	2,235,263 円	Free (無税)
	↓	↓
	2,235,000 円 × 0 =	0 円 (端数処理前)
	(端数処理後)	↓
		0 円 (端数処理後)
		(納付税額)
② 報復関税	(CIF 価格)	(税率)
	2,235,263 円	17.4%
	↓	↓
	2,235,000 円 × 0.174 =	388,890 円 (端数処理前)
		↓
		388,800 円 (端数処理後)
		(納付税額)
③ 消費税	(内国諸費税等課税標準額)	(税率)
	2,235,263 + 0 + 388,800 = 2,624,063 円	6.3%
	↓	↓
	2,624,000 円 × 0.063 =	165,312 円 (端数処理前)
	(端数処理後)	↓
		165,300 円 (端数処理後)
		(納付税額)
④ 地方消費税		(税率)
	165,300 円	17 / 63
	↓	↓
	165,300 円 × 17 ÷ 63 =	44,604 円 (端数処理前)
		(円位未満切り捨て)



**44,600 円** (端数処理後)  
(納付税額)

(納付手続等)

6 報復関税の納付手続等については、次による。

(1) 報復関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成させる。

なお、納付書の各片には、その余白部分に「RD」と朱書きさせ、報復関税の納付であることを明確にさせる。

(2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と報復関税を別々に行うこととする。

(免税等)

7 一般関税について条約又は定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、報復関税についても同様に軽減又は免除されることとなるので留意する。

(別紙様式)

玉軸受等に課する報復関税に係る原産地証明書提出猶予申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者  
住所  
氏名 (名称及び代表権者の氏名) ⑩  
(署名)

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令第2条第1項に規定する原産地を証明した書類について、同項の規定により、下記のとおり、その提出の猶予をお願いします。

記

原産地	
輸出者名 (輸入者符号)	( )
記号・番号	
関税率表番号	
品名	
個数・数量	
申請理由	
※提出猶予期限	

(注1) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

(注2) ※印の欄は記載しないでください。

(規格A4)